

カスタマーハラスメント対策、準備はお済みですか？

社会保険労務士による体制整備コンサルティングのご案内

△ 2026年10月1日より、カスタマーハラスメント対策が企業の法的義務となります
規程・マニュアル・研修の整備には時間がかかるため、**施行前の準備**が重要です。今すぐの着手が必要です。

| 放置すると、こんなリスクが生じます

▶ 従業員のメンタル不調・休職・ 離職の増加	▶ 安全配慮義務違反として損害賠償請求されるリスク
▶ 現場任せによる対応のばらつき・二次トラブル	▶ 企業の信用低下・採用力・職場定着への悪影響
【義務化の背景】 カスハラは従業員の心身に深刻な影響を与えます。企業は安全配慮義務（労働契約法5条）に基づき、適切な対策が必要です。	【整備の本当の効果】 規程作成だけでは不十分です。対応フロー・記録票・研修まで整備して初めて現場で機能します。

| 当事務所の支援コース（比較表）

No	項目	内容	標準整備	本格整備
1	現状確認・簡易診断	ヒアリング1回、既存規程・相談体制の確認、課題整理	●	●
2	基本方針・社内掲示文	基本方針、社内掲示文、HP掲載文の作成	●	●
3	防止規程等の作成	カスタマーハラスメント防止規程等の新設	●	●
4	対応マニュアル作成	受付・電話・外来・会社等の実務対応手順の作成	●	●
5	フロー・記録様式作成	レベル別対応フロー、相談記録票、報告書様式等	●	●
6	従業員向け研修	一般従業員・管理職向け、基本知識・初期対応・報告・警察通報・従業員保護・再発防止・事例検討		●
7	運用フォロー	運用開始後の振り返り、改善提案、様式・マニュアル修正		●
報酬 ※ 報酬は企業様の規模、従業員数、部署数、既存規程・マニュアルの有無、研修時間等により個別にお見積りします。			協議	協議

施行直前に慌てないために、**まずは現状確認から始めませんか。**

貴社に合ったカスハラ対策体制づくりを支援します。

▶ **お気軽にお問い合わせください。初回相談は無料。**

■ お問い合わせ

【事務所名】 宮島社会保険労務士事務所

【メール】 yasu@miya-office.jp

【電話番号】 (011) 272-0588

【担当者名】 宮島・堀内